



トピックス 2,4,8,10 ページ

第2節 消防活動体制

～あらゆる災害に的確に対応～

消火活動、救急活動などの活動だけではなく、航空消防や港湾消防など特殊な消防活動についても説明しています。

1 出場体制

東京消防庁における出場体制は、火災、救急、救助及び危険排除等の災害区分に応じて、出場計画及び特命出場により対応しています。

出場計画は、消防部隊等の効率的な運用を図るため、各災害の要素から必要な消防力を予測して、出場部隊の種別及び隊数等をあらかじめ指定しておくものです。

特命出場は、出場計画にかかわらず、災害対応に必要な消防部隊を指定して運用するものです。

(1) 火災

火災時の部隊運用は、出場計画に基づく出場及び特命出場で運用しています。

ア 計画出場

消防部隊等の効率的な運用を図るため、様々な要素により必要消防力を予測し、出場計画を樹立しています。市街地等の一般火災には、普通火災出場計画を適用し、普通火災出場計画では対応し難い場合は、それぞれの特性に応じた各種出場計画を適用しています。

(図表2-2-1)

■ 図表2-2-1 火災の出場計画

出場計画	内 容	出場区分
普通火災出場計画	市街地等の一般火災	第1出場から第4出場
高速道路火災出場計画	高速道路上における車両等の火災	第1出場から第3出場
危険物火災出場計画	危険物の火災で化学消防力を特に必要とする火災	第1出場から第3出場
大規模火災出場計画	大型航空機の墜落等で普通出場では対応し難い火災	第1出場から第4出場
船舶火災出場計画	京浜港東京区第1区から第4区内で発生した船舶の火災	第1出場
航空機火災出場計画	東京国際空港で発生した航空機の火災	第1出場から第4出場

イ 特命出場

火災の規模に応じて消防部隊の増強を必要とする場合または小規模の火災等、出場計画が適用されない火災事象に対応する場合に、消防小隊を指定して運用しています。

(2) 救急

救急時の部隊運用は、出場計画に基づく出場及び特命出場で運用しています。

ア 救急普通出場計画

常時の救急事象に適用しています。救急車の位置情報(GPS)を活用して要請場所の直近の救急小隊を運用しています。

イ 救急特別出場計画

多数の傷病者が発生し、または発生するおそれのある事態が生じ、救急普通出場では対応し難い場合に、傷病者の人数に応じて第1出場から第4出場に区分して運用しています。

ウ 特命出場

救急小隊の増強を必要とする場合または災害現場において複数の傷病者が発生した場合に、必要な救急小隊を指定して運用しています。



(3) 救助

救助時の部隊運用は、出場計画に基づく出場及び特命出場で運用しています。

ア 特命出場

救助事象に応じて必要な消防小隊を指定して運用しています。

イ 救助特別出場計画

大規模な救助事象が発生し、または発生するおそれのある事態が生じ、複数の救助部隊を一度に投入して救助活動を実施する必要がある場合に、災害の規模に応じて第1出場から第2出場に区分して運用しています。

ウ 支援特別出場計画

多数の傷病者が発生し、救出救護、誘導等に支援が必要な場合に、災害の規模に応じて第1出場から第4出場に区分して運用しています。



(4) 危険排除

危険物の流出、ガスの漏えい等により火災または公共危険の発生並びに人命危険または財産を損なう危険が予測される場合、その危険要因を排除するため、災害事象に応じて必要な消防部隊を特命出場により運用しています。

(5) 緊急確認

火災と紛らわしい火煙または自動火災報知設備等が作動した旨の通報があった場合、緊急に現場を確認するため、必要な消防部隊を特命出場により運用しています。

(6) PA 連携

救急現場において、ポンプ隊等と救急隊が救出・救護活動を連携して行うため、必要な消防部隊を特命出場により運用しています。

2 消火活動

(1) ポンプ隊

東京消防庁の災害対応における主力部隊です。いち早く現場に駆けつけ、各隊と連携を取り消火・救助・危険排除等に当たります。救急の現場では救急隊と連携した活動（PA 連携）も行います。



(2) 特別消火中隊



複雑多様化する災害に対応するため、消火活動に関する専門的知識や技術を有する隊員で編成されており、最先端の消火資器材を活用し、火災現場において消火のスペシャリストとして迅速かつ効果的な消火活動を行う部隊です。

(3) はしご隊

火災や救助活動において、高層ビルなどの高所に取り残された人の救出や、高所からの放水活動などを行います。はしごは下方向にも伸びるため、海などへ転落した人の救出も行います。

先端屈折式や、5名乗車が可能で車いすに人が乗ったまま救出することができる特殊なはしご車も導入しています。



(4) 指揮隊



災害の実態や被害状況を現場で把握し、出場部隊全体を指揮します。

指揮隊には、現場の責任者である大隊長、各隊の行動を指揮する指揮担当等が乗車し、あらゆる情報から活動方針を決定し、消防部隊を効果的に指揮し、被害を最小限にします。



トピックス 12,14,38 ページ

3 救助活動

東京消防庁では、高度経済成長を機に、都市構造の高層化や地下建物、危険物施設の増加等、災害危険の潜在要因が急増し、人命を損なう事故が続発するようになったことから、昭和 46 年に特別救助隊の正規運用を開始し、現在は 24 消防署に配置しています。

河川や港湾における救助体制を強化するため、昭和 49 年から水難救助隊を整備し、現在は日本橋（浜町出張所）、臨港、

大森、足立（綾瀬出張所）、小岩及び調布の 6 消防署に水難救助隊を配置しています。

また、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、平成 8 年に震災時や大規模な特異災害に対応する消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）を、平成 28 年には航空消防専門部隊として航空消防救助機動部隊（エアハイパーレスキュー）を発足し、陸・海・空を一体化した救助体制を整備しました。

（1）特別救助隊

救助に関する高度な知識と専門技術、または特殊な装備を駆使し、火災や交通事故、自然災害などあらゆる災害で救助を待つ人を迅速に助けます。



◀ 特別救助隊腕章

特別救助隊活動状況 ▶



（2）水難救助隊

海や河川等で人が溺れている、岸から車が転落したなどの水難事故に対応します。消防艇や水上スクーター、水中連絡装置などの特殊な装備を用いて、水中での救助活動を行います。



水難救助隊腕章 ▶



◀ 水難救助隊活動状況

(3) 山岳救助隊

登山道からの滑落等の山岳事故に対応します。車両が進入できない危険な場所での活動もあり、消防ヘリコプター等と連携して活動を行います。現在は八王子、青梅、秋川、奥多摩の4消防署に配置しています。



▲ 山岳救助隊活動状況

◀ 山岳救助隊腕章

(4) 消防救助機動部隊 (ハイパーレスキュー)

震災等による建物の倒壊や土砂崩れなどの大規模災害に対応し、消火・救助・救急活動が同時に行える部隊として発足しました。卓越した技能・能力を持つ隊員や大型重機などの特殊車両、放射性

物質、生物剤、毒劇物などの特殊災害にも対応できる装備を有し、通常の消防部隊では対応が困難な災害現場で人命救助活動を行います。第2、第3、第6、第8及び第9方面に配置しています。



◀ 消防救助機動部隊活動状況



◀ 消防救助機動部隊腕章

コラム

～特別救助隊員として～ 困難な現場に限界まで挑み続けたい!

災害現場の最前線で助けを待つ誰かのために全力を注ぐ。特別救助隊は特に「困難性が高い」と判断される災害現場に出場します。私たちにしか助けられない命がある。その重みこそが特別救助隊の原動力です。

いつ起こるか分からない事故や災害に備え、人命救助の現場で限界まで自分の力を出し切るため、日々、体力錬成や訓練に取り組んでいます。これからも努力を重ねた分だけ誰かの危機を救うと信じ、ひたむきに前進し続けます。
(2011年入庁)



(5) 航空消防救助機動部隊 (エアハイパーレスキュー)

消防ヘリコプターの機動力を活かし、空から多種多様な災害に対応する専門部隊として平成 28 年 1 月に発隊しました。この部隊は陸上から対応困難な高層ビル、山岳等の孤立地域での災害時に迅速な消防活動を展開します。



◀ 航空消防救助機動部隊
腕章

消防ヘリコプターとの
連携活動状況 ▶



(6) 安全管理体制

都民の生命を守るためには、消防隊は常に安全かつ効率的に消防活動を行わなければなりません。災害現場における消防活動は、災害の複雑多様化、都市型災害の増加により危険性や困難性を増し、消防活動部隊の安全確保の徹底がますます重要になっています。

このことから、安全管理の主体は職員一人一人にあることを基盤とした教育を実施し、また災害現場において緊急時に警報を発信する警報器等、安全器具の整備を行っています。

さらに、災害現場において安全管理隊^{*}を指定し、消防隊員の安全管理体制を確保しています。

先端技術を活用した器具の改良及びより実戦的な訓練施設の導入、過去の事故事例を教訓とした安全教育教材の整備といった安全対策により、安全管理体制の充実強化を積極的に推進しています。

^{*}「安全管理隊」：災害現場において火災性状の変化や危険箇所を把握するとともに、活動中の各隊に周知し、緊急時の措置に対応する安全管理を任務とする部隊をいいます。



▲ 安全管理隊活動状況

4 特殊災害対策

(1) 地域特性 ～東京消防庁管内の地理及び河川～

東京消防庁の管内には一級河川と呼ばれる荒川や多摩川のほか、中小河川を含めて全部で127の河川があります。地域特性として、東部地域や東京湾沿岸は海拔ゼロメートル地帯と呼ばれており、満潮時の海面よりも地面が低い地帯となっています。

(2) 水害が起こる危険性 ～近年増加している都市型水害～

東京都心では、近年、ヒートアイランド現象の影響とも考えられる局地的な集中豪雨が頻繁に発生しています。いわゆる都市型水害と呼ばれるもので、非常に深刻になっているといわれています。都市型水害の危険性としては、局地的、短時間で大雨が降ったときに河川水位が急激に上昇し越水する危険や埋設の下水道などの排水処理能力が降雨に追い付かずに家屋等が浸水してしまう危険があります。



(3) 東京消防庁の活動体制 ～台風上陸など非常時の対応～

水災が発生した場合は、東京消防庁は、区市町村の水防管理者等と連携して水防活動にあたります。

東京消防庁では、台風の進路及び降雨量などの気象状況の変化に注目し、水災の発生が予想される場合には、職員を参集させるなど万全の対応をしています。近年、職員の約半数が参集した台風は平成16年10月台風22号、平成29年10月台風21号の2つの台風です。

(4) 水防活動 ～水防部隊による警戒と水防工法～

水防態勢の強化に伴い通常の消防隊のほかに水防部隊等を編成し、氾濫のおそれがある河川等や過去に越水した箇所等を重点的に監視、警戒すること、また河川において越水危険がある等との通報を受けた場合には、水防部隊を出場させ、当庁が保有する水防資器材等を活用し、水防工法を実施しています。近年は、都市型水害が発生していることから、水災発生時には、土のうを積み上げ、地下等に水が流入しないように対策をとるほか、こ

れまで人海戦術で行われていた水防工法等に加え、効率的に設定できる連結式水のう(チューブ式)等の整備を進めています。



(5) 関係機関との連携 ～合同訓練の開催～

東京消防庁は、水防管理団体等の関係機関と合同で、毎年5月から6月に総合水防訓練を実施しています。ハイパーレスキュー隊に配置の大型重機、消防ヘリ等を使用した組織力と機動力、そして当庁が保有するドローンなどの最新資器材等

を使用し、訓練を実施しています。この訓練は、区市町村等の関係機関との連携強化を図り、本格的な出水期を迎える前に、都民の方々に対し、水害に対する注意喚起するとともに、訓練を通し地域防災力の向上を目的に実施しています。



(6) NBC災害※への対応

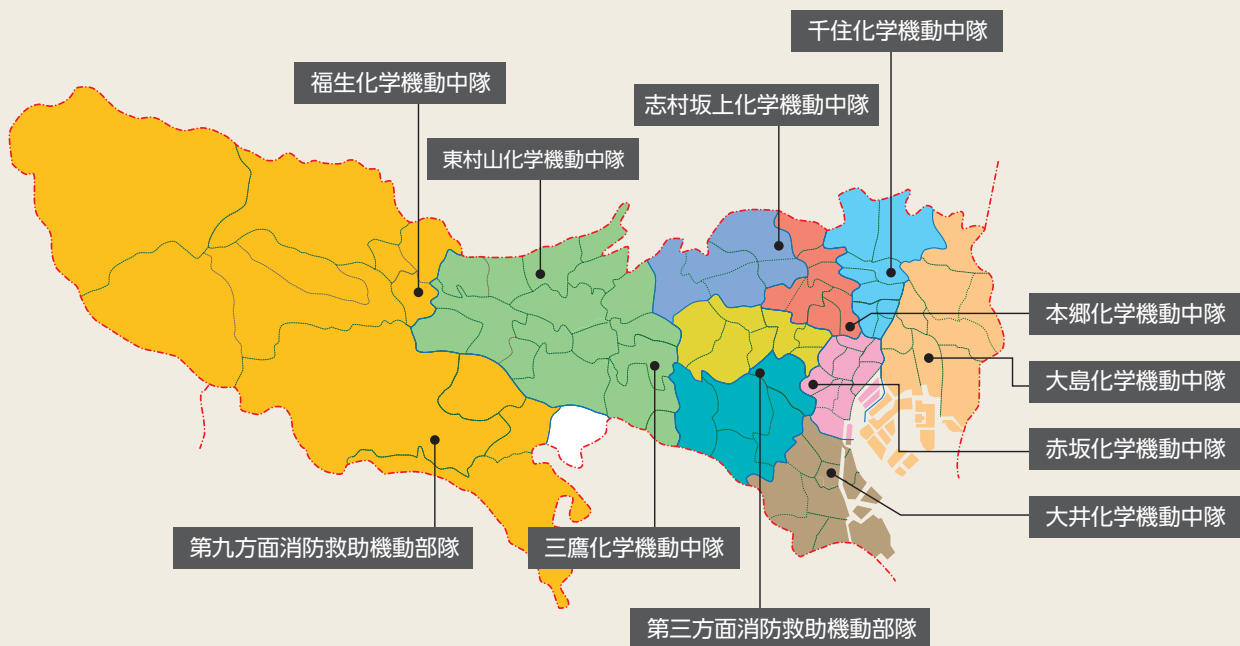
都内には、放射性物質、生物剤（病原体）、化学物質及び危険物などを貯蔵し取り扱っている施設が数多くあり、さらにこれらの物質が車両等により日常的に運搬されています。

東京消防庁では、NBC災害に対応する専門部隊として、高度な分析装置等を備え、専門教育を受けた隊員で構成さ

れた「化学機動中隊」を平成2年から順次整備するとともに、平成14年及び平成25年には、大規模なNBC災害に対処できる「消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）」を整備し、これらの部隊を中心に都内のNBC災害に対応しています。（図表2-2-2）

※ 放射性物質（Nuclear）、生物剤（Biological）、化学物質（Chemical）に起因する災害の総称です。

■ 図表2-2-2 化学機動中隊・消防救助機動部隊（NBC対応）の配備状況



5 航空消防

(1) 航空隊の概要

東京消防庁 航空消防救助機動部隊 活動紹介



東京消防庁航空隊は、昭和41年11月、わが国で初めての「消防航空隊」として発足以来、組織及び装備を充実強化させながら、火災、救急、救助等の災害から51年にわたり都民の安全を空から守っています。

年々増大する行政需要に対応するため、江東区と立川市の2か所に基地を構え、平成12年度から24時間運航を開始し、都内全域への迅速出場体制を確保するとともに、平成19年度より救急専門医を搭乗させた「東京型ドクターヘリ」の運航を開始、主に山間部及び離島地域で発生した傷病者に対し、患者搬送中に救命処置を施し、救命率向上を図っています。

また、他道府県で発生した大規模災害に対し、広域応援や緊急消防援助隊として救助、救急、消火活動、緊急物資輸送、情報収集等を行っています。海外の大規模災害事象には国際消防救助隊として、バングラ

デシュサイクロン災害、インドネシア森林火災、スマトラ・インド洋津波災害に派遣されています。

さらに、ヘリコプターの機動性を最大限に活かして、空から迅速かつ効果的な救助・救急活動を展開する航空消防専門部隊として、平成28年1月に「航空消防救助機動部隊（エアハイパーレスキュー）」が発隊するとともに、平成29年4月には消防ヘリコプター「ちどり」の更新に伴い、新型ヘリコプターを導入し、空からの救助、救急活動体制を強化しています。



▲ 航空消防救助機動部隊
(エアハイパーレスキュー)



◀ ちどり (AW139 型)

(2) 航空隊の現況

江東航空センター及び多摩航空センターの2か所を拠点に消防ヘリコプター8機を配備し、各種消防業務を行っています。



▲ 機名 / かもめ
型式 / AS365N3 型



▲ 機名 / つばめ
型式 / AS365N3 型



▲ 機名 / ひばり
型式 / AS332L1 型



▲ 機名 / ゆりかもめ
型式 / EC225LP 型



▲ 機名 / おおたか
型式 / AS365N3 型



▲ 機名 / ちどり
型式 / AW139 型



▲ 機名 / はくちょう
型式 / EC225LP 型



▲ 機名 / こうのとり
型式 / EC225LP 型

(3) 航空隊の活動

ア 消火活動

林野火災や高層建物火災に対して、各種消火装置（ファイヤーアタッカー、ブーム式消火装置等）を活用し、消火活動を行っています。



▲ 林野火災におけるファイヤーアタッカーからの放水



▲ 高層ビル火災を想定した、放水ブーム式消火装置での消火活動訓練

イ 救助活動

山岳地域や氾濫した河川等、活動困難な場所からホイスト装置※を活用し救助活動を行っています。



▲ 山岳地域における救助活動



▲ 洪水により孤立した家屋からの救助活動

※ 電気モーターまたは油圧で作動するウィンチの一種で、先端にフックのついたケーブルを伸長し、救助隊員、救助用担架などの降下または引き揚げに使用します。ホイストを活用することにより、様々な場所からの活動が可能となります。

ウ 救急活動

消防ヘリコプター機内において、高度な救急処置を継続しながら、病院屋上ヘリポート等へ迅速に搬送し救命効果の向上を図っています。

また、伊豆諸島からの救急搬送を24時間体制で実施しています。

病院屋上ヘリポートでの傷病者引き継ぎ ▶

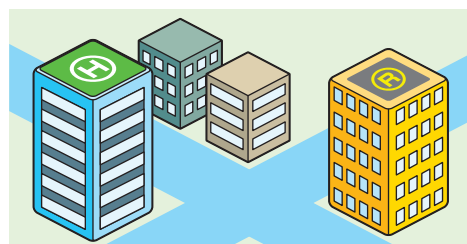


▲ 伊豆諸島までの平均飛行時間

コラム

ヘリポート記号 **H** と **R** の違い

ビル等の屋上にあるヘリポートには **H** と **R** の記号があります。
その違いは一体ナニ??



H : ヘリポート (Heliport) の頭文字
緊急用ヘリコプターが離発着する場所
→ **着陸する**

R : レスキュー (Rescue) の頭文字
緊急用ヘリコプターがホバリングで救助する場所
→ **着陸しない**

エ 情報収集

大規模な火災や救助活動が発生した時は、ヘリコプターテレビ電送装置で上空から災害の映像を撮影し、指令室や地上部隊等へ送信することで消防活動の支援を行います。



▲ 阪神・淡路大震災において被害状況の情報収集を行う消防ヘリコプター



▲ 消防ヘリコプターに装備されたヘリコプターテレビ電送装置（カメラ）

オ 広域応援

全国各地で発生した災害、警戒に対し、応援活動を行っています。



6 港湾消防

(1) 東京湾について

東京湾には大型の船舶が入港する大きい港として、木更津港、千葉港、京浜港、横須賀港があります。東京の海の玄関である東京湾は、首都圏 4,000 万人の生活と産業を支える物流拠点として、その重要性はますます高まっており、港湾施設の拡充が進められるとともに、臨海副都心の整備など大規模な開発が行われています。

この地域は、海上輸送の総合的な物

流拠点であるほか、増大するクルーズ人口に対応した新客船ふ頭の整備が計画されるなど、今後大きく変貌していきます。また、観光や水辺のレクリエーションを通じたにぎわいの創出により、魅力ある水際の都市空間としても変化していきます。

さらに、今後は東京 2020 大会の開催を控え、周辺地域のさらなる開発や入港船舶需要の増加が見込まれます。

(2) 港湾における関係機関との連携体制

海上における消防体制については、東京海上保安部と東京消防庁との業務協定を締結しています。これは、お互いの役割分担と協力体制について締結しているものです。

また、東京湾と面しており、消防艇等を有する東京消防庁、川崎市消防局、千葉市消防局、横浜市消防局、市川市消

防局と相互の応援協定を結んでいます。これは、港内及びこれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的に締結されており、火災等の際には、お互いの協力体制について定めています。

(3) 港湾消防体制

このような状況のなか、東京消防庁では、大型の消防艇や水難救助隊を臨港消防署、高輪消防署及び日本橋消防署に配置しています。東京消防庁においては、消防艇を全部で 10 艇保有しており、その内訳として、「おおえど」に代表される 100 トン級 2 艇、40 トン級 2 艇、

30 トン級 1 艇、10 トン級 1 艇、10 トン級未満 4 艇の消防艇が配備されており、消防体制を整備し、東京港の安全を守っています。将来的に、臨海副都心の市街地化の進展や、行政需要に合わせた消防署等の整備を計画しています。



▲ 大型化学消防艇「みやこどり」



▲ 大型消防救助艇「おおえど」



▲ 化学消防艇「すみだ」



▲ 化学消防艇「ありあけ」



▲ 化学消防艇「かちどき」



▲ 指揮艇「はやて」



▲ 水難救助艇「はるみ」



▲ 水難救助艇「しづき」



▲ 水難消防艇「きやす」



▲ 水難消防艇「はまかぜ」

(4) 船舶災害の事例紹介

平成 25 年 12 月に東京湾京浜港において、外国船籍のスクラップ船が燃えた火災がありました。東京消防庁からは、消防艇を含む消防隊が 38 隊出場し、消火にあたりました。本火災は、防波堤に係留中の船舶(外国船籍総重量 1,559t、全長 74m)に積載中の鉄くず(316t)のうち 50t が焼損したものです。

本火災の特筆すべき点として、陸と海

の隊が連携を図り、効果的に消火したことにあります。過剰な注水により被災船の転覆や沈没等の危険性があるため、重機等により鉄くずを陸上に搬出し、消防隊と消防艇が相互に連携し、消火しました。また、警察や東京海上保安部等の関係機関が連携した活動が展開されました。



▲ 放水活動をする消防艇みやこどり



▲ 消防隊による消火活動

7 指令管制

(1) 総合指令室

あらゆる災害から都民の安全を守るため、通報者からの「SOS」ともいえる119番通報を受信し、消防部隊へ出場指令を行っています。総合指令室は、千代田区にある23区内を管轄する災害救急情報センターと、立川市にある多摩地

区(稲城市及び島しょ地域を除く)を管轄する多摩災害救急情報センターを有し、様々な災害対応の窓口として、都民と消防をつなぐ重要な役割を担っています。(図表2-2-3)

■ 図表2-2-3 災害救急情報センター概要



ア 業務内容について

119番通報を受信し、消防部隊等を出場させることが主な役割ですが、業務は多岐にわたり、出場隊との無線交信による災害現場、救急活動現場への活動支援、さらには関係機関との連絡調整などを行っています。

受付指令業務

- 119番通報の受信
- 災害に応じた消防隊・救急隊の選定、出場指令
- 警察・電力会社・ガス会社など関係機関との連携

災害管制業務

- 活動中の消防隊への活動支援及び情報提供
- 消防ヘリコプター・高所カメラなどからの情報収集

救急管制業務

- 病人、けが人に適した搬送病院の選定
- 救急隊の活動支援
- 救急隊指導医による救急隊への指示、助言

案内業務（消防テレホンサービス）

- 災害に関する各種問合せへの対応

イ 指令管制システムについて

119番通報を受信し消防部隊へ出場指令を伝達する機器は、「指令管制システム」と呼ばれ、現在使用しているものは平成27年2月から運用しています。

主な特徴としては、消防部隊の自動選定機能や無線通信機能などを備えています。（図表2-2-4）

■ 図表2-2-4 指令管制システム



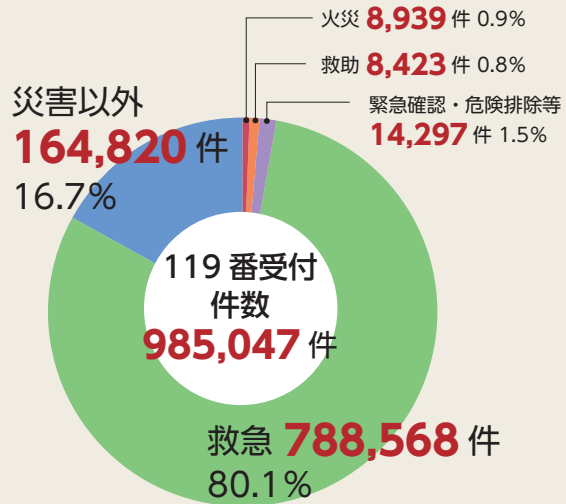
(2) 119番通報の仕組み

東京都内^{*}で119番をかけると、23区内は災害救急情報センター（千代田区大手町）に、多摩地区は多摩災害救急情報センター（立川市）につながります。

平成30年中の119番通報件数は985,047件で、1日に平均すると約2,700件。およそ30秒に1件の割合で対応していたこととなります。その他にも警察からの通報、登録制の緊急通報にも対応しています。（図表2-2-5）

^{*} 稲城市と島しょ地区は除く

■ 図表2-2-5 平成30年中の災害種別ごとの119番入電状況



ア 119番通報の流れ

119番通報の流れ



1
落ち着いて電話機から1・1・9をダイヤルします。

^{*} 一部の公衆電話やビジネスホンなどはスイッチ切換えや外線切換え操作が必要です。

2
災害救急情報センターに電話がつながります。
勤務員が必要な情報を問いかけますので、落ち着いて教えてください。

イ 携帯電話などからの通報について

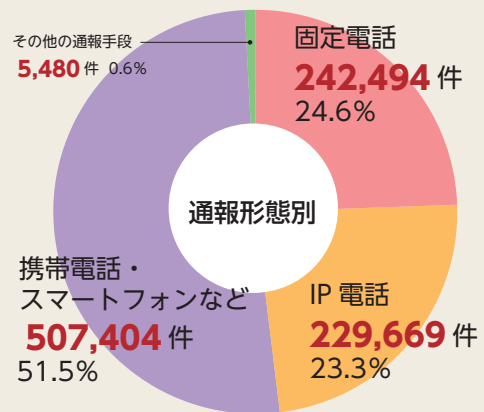
携帯電話やスマートフォンからの通報は、東京消防庁の119番通報の5割を占めています。(図表2-2-6)

携帯電話などは通報するのに便利な反面、通報者が今いる場所を特定しづらいため、災害発生場所を聴取するのに時間が掛かる場合もあります。

また、東京都内でも都境等で119番をかけると隣接する他の消防本部に電話がつながることがあります。

■ 図表2-2-6

平成30年中の通報形態別119番入電状況



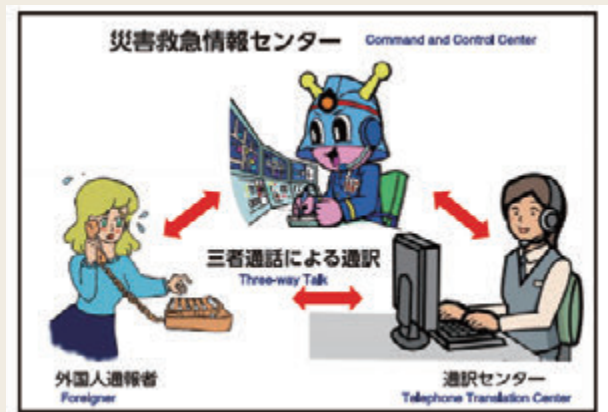
ウ 外国語対応について

119番通報を受信する災害救急情報センター及び多摩災害救急情報センターでは、常時英語担当者を配置し、外国人からの通報に対応しています。

さらに英語以外の言語にも対応できるように平成29年7月から、電話通訳センターを介した同時通訳を導入し、日本語でコミュニケーションが取れない通報者への体制を強化しています。(図表2-2-7)

[対応言語 英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語]

■ 図表2-2-7 多言語通報時の対応



キュータの

Q & A

Q 119番通報したとき、気をつけることは何？



A 119番通報は、落ち着いて、場所を正確に伝える事が一番大切だよ！ 通報すると次のことを聞かよ。

【火災の場合】

- ・消防庁、火事ですか？救急ですか？
- ・消防車が向かう住所を教えてください。
- ・何が燃えていますか？

【救急の場合】

- ・消防庁、火事ですか？救急ですか？
- ・救急車が向かう住所を教えてください。
- ・どうしましたか？
- ・あなたのお名前と電話番号を教えてください。



8 消防応援

(1) 応援協定

市町村は、消防組織法第6条により自ら消防の責任を果たさなければならないことになっていますが、境界周辺については消防組織法第39条に基づき、市町村相互間で災害の応援体制を確立しています。このため、東京消防庁では次の市町村等と消防相互応援協定を締結し、ポンプ車及び救急車はもとより、ヘリコ

プターによる応援も実施しています。

また、東京港の海上災害に対応するため、海上保安庁東京海上保安部と業務協定を、川崎市、千葉市、横浜市及び市川市との間には、各都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等における大規模災害に対応するため東京湾消防相互応援協定を結んでいます。(図表2-2-8)

■ 図表2-2-8 応援協定等一覧(平成31年4月1日現在)

消防相互応援協定名	締結年月日
東京消防庁 稲城市 消防相互応援協定	昭和45年5月18日
東京消防庁 川崎市 消防相互応援協定	昭和43年8月2日
東京消防庁 相模原市 消防相互応援協定	昭和39年12月22日
東京消防庁 横浜市 消防相互応援協定	昭和51年6月30日
東京消防庁 大和市 消防相互応援協定	昭和54年1月23日
東京消防庁 海老名市 消防相互応援協定	平成31年3月25日
東京消防庁 市川市 消防相互応援協定	昭和42年3月7日
東京消防庁 松戸市 消防相互応援協定	平成18年12月15日
東京消防庁 浦安市 消防相互応援協定	平成18年12月13日
東京消防庁 三郷市 消防相互応援協定	昭和40年1月23日
東京消防庁 川口市 消防相互応援協定	昭和42年11月21日
東京消防庁 戸田市 消防相互応援協定	平成18年12月15日
東京消防庁 草加八潮消防組合 消防相互応援協定	平成28年3月30日
東京消防庁 秩父広域市町村圏組合 消防相互応援協定	平成3年2月19日
東京消防庁 埼玉西部消防組合 消防相互応援協定	平成25年4月1日
東京消防庁 朝霞地区一部事務組合 消防相互応援協定	平成10年10月1日
東京消防庁 上野原市 消防相互応援協定	平成2年4月25日
東京消防庁 東山梨行政事務組合 消防相互応援協定	平成18年12月10日
東京消防庁 大月市 消防相互応援協定	平成8年6月28日
東京消防庁 東京都大島町 消防応援協定	昭和63年6月2日
東京消防庁 東京都新島村 消防応援協定	平成元年3月1日
東京消防庁 東京都八丈町 消防応援協定	平成元年6月1日
東京消防庁 東京都利島村 消防応援協定	平成元年6月1日
東京消防庁 東京都神津島村 消防応援協定	平成元年6月1日
東京消防庁 東京都御蔵島村 消防応援協定	平成元年6月1日
東京消防庁 東京都三宅村 消防応援協定	平成元年6月1日
東京消防庁 東京都青ヶ島村 消防応援協定	平成元年6月1日
東京湾消防相互応援協定 (川崎市 千葉市 横浜市 市川市)	平成2年5月29日
東京消防庁 大阪市消防局 航空消防相互応援協定	昭和53年3月25日
東京消防庁 横浜市 川崎市 千葉市 航空機消防相互応援協定	平成7年3月29日
東京消防庁 仙台市 航空機消防相互応援協定	平成8年1月22日
東京消防庁 名古屋市 航空機消防相互応援協定	平成8年1月31日
東京消防庁 神戸市 航空機消防相互応援協定	平成18年12月26日
中央高速道路富士吉田線相互応援協定 (相模原市 富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 南都留郡富士河口湖町 南都留郡西桂町 富士五湖広域行政事務組合)	昭和44年9月1日
東京外環自動車道消防相互応援協定	昭和31年3月25日
東京海上保安部と東京消防庁との業務協定	昭和31年3月25日
東京国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	昭和46年7月31日
東京消防庁と米空軍第374空輸団との消防相互応援協定	平成24年12月17日



(2) 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設されました。平成15年6月の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が法制化（平成16年4月施行）されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設されました。

緊急消防援助隊は、消防組織法第45条に基づき登録制がとられており、全国、東京都及び当庁の消防部隊の登録状況は図表2-2-9のとおりです。

最近の事例では、平成30年7月に西日本で発生した豪雨災害に際して、岡山県に3日間12名の職員を派遣しまし

た。また、同年9月に北海道で発生した地震災害に際しては、4日間にわたり延べ132名を派遣しました。

■ 図表2-2-9

緊急消防援助隊の登録

(平成31年4月1日現在)
(単位：隊)

部隊種別	全国	東京都
指揮支援隊	60	3
統合機動部隊指揮隊	56	1
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊	12	0
都道府県大隊指揮隊	149	3
消火小隊	2,372	174
救助小隊	504	14
救急小隊	1,424	58
後方支援小隊	895	35
通信支援小隊	42	1
特殊災害小隊	336	10
特殊装備小隊	475	29
航空小隊	75	8
水上小隊	21	5



▲平成26年9月御嶽山噴火災害における活動



▲平成27年9月関東・東北豪雨災害における活動

(3) 国際消防救助隊

海外の地域で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府等の要請に応じ、事前に登録されている隊員が国際消防救助隊として派遣され、高度な救助技術を駆使して国際貢献を果たしています。これまで日本チームは 21 回の派遣実績があります。

日本政府が行う国際緊急援助は、「人

的援助」、「物的援助」、「資金援助」に大きく分類され、災害の規模や被災国政府等の要請内容に応じて対応しています。国際消防救助隊は、警察や海上保安庁などとともに、「国際緊急援助隊」の救助チームに編成され、捜索、救助の目的で「人的援助」を行っています。

(図表 2-2-10)

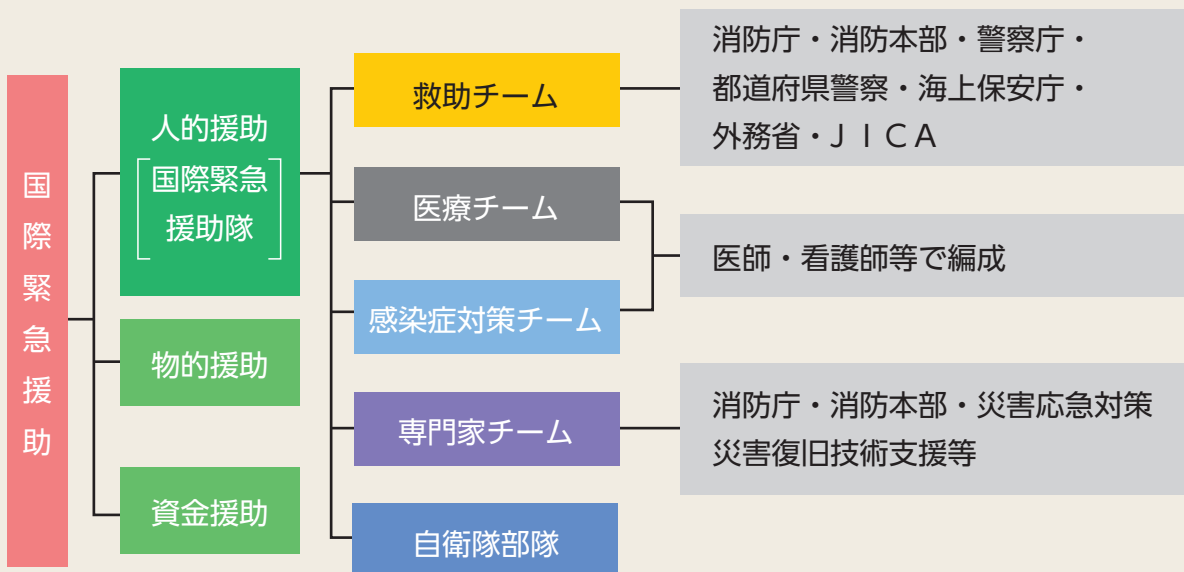


▲ 国際消防救助隊活動状況



▲ 国際消防救助隊腕章

■ 図表 2-2-10 国際緊急援助の状況



9 訓練体制

(1) 消防活動技術訓練効果確認

東京消防庁管内には伝統的な木造建物から高層ビルや工場など様々な建物とともに、大小の河川や山岳地域等も管轄しており、それぞれの災害に的確に対応するために、建物火災を想定した訓練のほか、挟まれ、溺水、山岳事故、震災等の大規模災害、毒劇物等の流出、船舶火災などの様々な災害を想定した実災害に即した訓練を実施しています。これ

らの訓練を継続的に実施することで、消防活動能力の向上とともに、精強な消防部隊の育成を図っています。

また毎年度、各部隊の訓練成果を審査する消防活動技術訓練効果確認を実施し、その検証を行うことにより、一層安全、確実、迅速な活動に係る指導や、災害現場で効果を発揮する資器材の導入につなげています。



◀「ポンプ中隊」
消防活動技術訓練効果確認の様子



▲「特別消火中隊」消防活動技術訓練効果確認の様子



▲「大隊」消防活動技術訓練効果確認の様子



▲「大隊」消防活動技術訓練効果確認の様子

※「小隊」、「中隊」、「大隊」とは消防車両等を単位として「小隊」、消防署や出張所ごとに「中隊」として、出張所を含めた消防署全体を「大隊」といいます。



▲「特別救助隊」消防活動技術訓練効果確認の様子



▲「山岳救助隊」消防活動技術訓練効果確認の様子



▲「水難救助隊」消防活動技術訓練効果確認の様子



▲「化学機動中隊」消防活動技術訓練効果確認の様子



▲「舟艇小隊」消防活動技術訓練効果確認の様子



▲「消防救助機動部隊」消防活動技術訓練効果確認の様子



(2) 消防救助技術大会

[公式] 第47回消防救助技術
関東地区指導会 in 東京 PR 映像

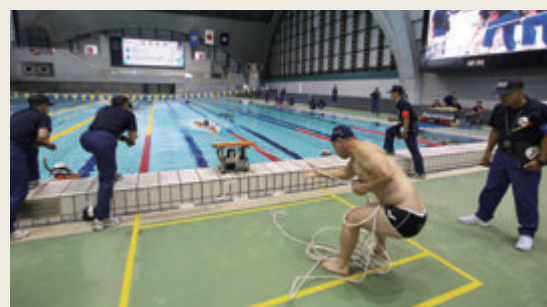
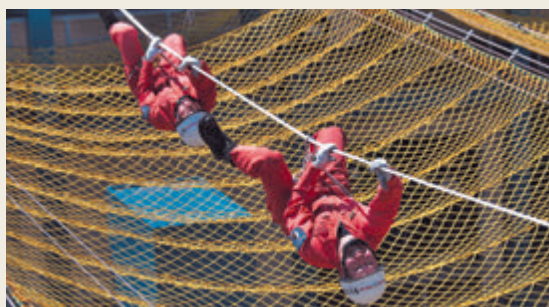
消防救助技術大会は、消防救助に不可欠な体力、精神力、技術力を養うために行われているもので、陸上の部と水上の部に分かれて実施されています。

実施内容は、個人で行う基礎訓練とチームで実施する連携訓練があり、ロープワーク、結索、基本泳法などについて、全国で統一された陸上の部、水上の部それぞれ7種目の安全、確実性を審査するものです。

各地区の指導会を勝ち抜いた全国の消防本部の隊員により、年に1度、全国消防救助技術大会が実施されており、東京

消防庁も、東京都大会から、関東地区指導会（群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、千葉、神奈川、長野、山梨、静岡の一都九県が参加）を経て、全国消防救助技術大会に出場しています。

また、関東地区指導会及び全国消防救助技術大会では、指定された消防本部が訓練テーマを決めて本番さながらの救出訓練を実施しており、新たな資器材の導入や他の消防本部の技術を学ぶ場として活かされています。



▲ 「消防救助技術大会（陸上の部・水上の部）」の様子